

音川小学校・古里小学校 PTA 間協議

令和 7 年 6 月 2 9 日

古里小学校・音川小学校の統合における検討項目調査票の⑫ P T A 組織について、古里小学校 P T A と音川小学校 P T A において協議いたしました。その結果について報告します。

※検討内容は資料 1 のとおり

(1) 名称について

統合後の P T A 組織の名称は、「富山市立古里小学校 P T A」とする。

(2) P T A 会費について

年間 4, 5 0 0 円（1 世帯あたり）とする。

※検討内容は資料 2、3、4 のとおり

細則 2 会費納入基準を次の通り定める。

年会費は 4, 5 0 0 円 とする。徴収は、4 月・1 0 月の学校集金時にそれぞれ 2, 250 円

（8 月・2 月を除き、前期・後期に分けてひと 月 4 5 0 円 の 5 カ月分ずつ）を徴収する。

但し、転入の際は、1 日付で在籍する月を以て、会費納入の対象とし、転出の際は、1 日付で在籍する月まで、会費納入の対象とする。

予算内容に一部変更が出るため、会員へも P T A より説明する。

その内容を来年の予算案作成時に盛り込むこととする。

(3) P T A 役員について

会長	1 名	（新 5 年生保護者（※前年度副会長））
副会長	2 名	（新 4 年生保護者（※次年度会長）） （新 6 年生保護者（※前年度書記・会計））
書記・会計	1 名	（新 5 年生保護者）
相談役	若干名	（前年度会長・前々年度会長）
監査	2 名	（P T A 役員経験者より 2 名）
市 P 連	1 名	（前年度会長）
広報部 部長	1 名	（新 4 年生保護者（※前年度副部長））
広報部 副部長	1 名	（新 3 年生保護者（※次年度部長））
地域活動・環境部 部長	1 名	（新 2 年生保護者（※前年度副部長））
地域活動・環境部 副部長	1 名	（新 1 年生保護者（※次年度部長））

継続的に P T A 役員が選出できるように、原則選出のルールはそのまま変更しないものとします。

古里小学校・音川小学校の統合後の役員の割合について

令和 7 年時点において 児童数が音川小 4 8 名、古里小 1 5 9 名である。

(児童数割合 1 : 3)

統合当初 (1 ~ 2 年間) は、古里・音川両地区の事を考え PTA として意見集約していくことが求められる。

そのため、統合数年の間は役員 1 2 名のうち音川から 3 名役員として選出のお願いをいたしました。

(数年経過後は、古里・音川関係なく選出していく事とする)

地区役員 (各地区 1 ~ 7 名)

城山中学校での割り振り同様に、音川地区 6 分団から地区役員を 1 名ずつ選出し、音川地区として地区支部長を 1 名選出することとする。

統合以降、次のような地区支部長、地区役員数とする。

地区名	役員数	支部長数	地区名	役員数	支部長数
長沢 (北部・南部) (高塚 鏡坂 宮ヶ谷 蓮花寺)	7 名	1 名	音川地区	—	1 名
長沢団地	3 名	1 名	第一分団	1 名	—
ニュータウン	1 名	1 名	第二分団	1 名	—
新町	1 名	1 名	第三分団	1 名	—
下邑	1 名	1 名	第四分団	1 名	—
ひまわり台	4 名	1 名	第五分団	1 名	—
羽根・川口	4 名	1 名	第六分団	1 名	—
小長沢	4 名	1 名			
合計	3 1 名	9 名			

古里小学校 P T A 会則の地区役員の定数の変更となるため、臨時 P T A 総会にかけ、来年より変更できるようにする。

学年委員（各学年より選出）（1 学年 2 名～4 名（R8 より）

PTA 会則第 5 条 学年委員 1 学年につき 4 名まで

PTA 会則第 6 条（7）学年委員は学年会員を代表し、学年活動を推進する。学年代表兼学年監査 1 名、副代表兼学年監査 1 名をおく。学年監査は、年度末に学年会計を監査する。

（3 名→2 名とし、学年監査も兼務することとした。）

（音川小学校との統合もあり各学年により多い学年少ない学年が出ることが予想されましたので、学年委員は最低 2 名の選出とし、児童数が多い学年は学年委員を 4 名まで選出することができると P T A 総会にて会則の変更をしました。）

学年委員の選出は、毎年 3 学期の授業参観後に各学年委員を決めている状況で、統合前の選出となる。

（新 1 年生は入学式後に役員決めをしております。）

来年の新 2 年生～新 6 年生までの学年委員選出は、古里小学校で 2 名選出することとする。

（4） P T A 行事について

通年：交通安全指導について（※資料 5、資料 6）

古里小学校：朝の交通安全指導：毎日（4 地点）

音川小学校：朝の交通安全指導：月 1～2 回（4 地点）

音川地区でも、毎日ではないが交通安全指導を行っている。（毎月 1 日、1 5 日周辺に実施）

音川から古里に行って交通安全指導をするのは難しいのではないかと。逆に古里から音川に来て交通当番をするのは難しいのではないかと。

統合後、音川地区ではスクールバスで行くことになる。

各地区のポイント（乗り場）から乗っていく事となる。

音川地区ではバス乗り場周辺の重要な地点で交通安全指導をしてもらう。

（音川地区 P T A 会員にて実施）

古里地区 P T A 会員で、現在の古里地区 4 地点の交通安全指導を行っていく。

地区児童数に差があるため回数を音川は少なくしてもらえないかと

実施回数に差を設けると不満が出る可能性がある。

実施方法について今後も子供達が安全に通える環境を作っていけるように継続協議事項とする。

資源回収について

古里小学校：6月、11月

音川小学校：9月（音川保育所・音川小学校合同で開催）

古里小学校では年2回（R7より）実施（6月、11月）

各地区で回収した資源物をJAあおば婦中カントリーエレベーター（JAあおば婦中支店付近）まで持ってきてもらい、奥井商店にて回収してもらっている状況。

音川小学校では、なかなか量が集まらないこともあり音川保育園と合同で年に1回行なっている状況。

1時間程度で回収は終わっている。

奥井商店が回収に音川まで回ってもらえるのであれば、同じ日に実施する。

ただし、回収の時間は時間差を設けなくてはいけないかもしれない。

カントリーエレベーター（古里）8：00～9：00

長沢公民館 9：20～9：40くらい

その後音川地区 10：00～

という時間配分になるかもしれません。（奥井商店とも協議が必要）

また、音川小学校では、音川保育園と合同で年に1回行なっている状況から、音川保育園はどうしていくのか。合同で年2回やる事にするのか、小学校だけ2回するのかも含めて継続協議とする。

日程に関しても、古里地区では、古里保育園・古里小学校・城山中学校の3団体が回収している。音川に関しても、音川保育園と音川小学校・城山中学校の2団体が回収している。

回収の時期が重なり資源物の回収量が少なくなってしまうことがある。（極端な例では、前の週に中学校が回収し、小学校が次の週になっている年もあった。）

統合に向けて話合っていることもあり、城中ブロック会議等において音川・古里から意見を出し、資源回収日の調整を図り、次年度以降の回収日の決定をしていく事とする。

（事前に古里保育園にも確認をするなどの対応が必要）（回収月にばらつきを設ける）

ふるさとっ子 PTA まつり：11月8日（土）（R7）

子どもたちによるステージ発表（ゆめたね）

子どもたちの得意なことや自慢できることを自由に発表してもらおう場として提供。
また、ゲームコーナーや飲食コーナーなどを PTA で準備し開催しています。（PTA 会員の協力により）

音川小学校保護者は古里小学校校内を見たことが無い方が多数であり、来年授業参観などで各学年の教室も分からなかったりするのではないかと考えているが、学校に P T A から声掛けして、強制ではないが任意で参加できる人向けに、学校案内（紹介）などをしていただければ、音川小学校の保護者も古里小学校を身近に感じてもらえるのではないかと意見もあり。

統合してからというよりは、前もって何か保護者同士が交流する機会ができないか古里小学校 P T A 執行部としてこの場を活用できないかと考えているが、子どもだけの参加となると送迎等が必要となること、学校を通して連絡調整することも必要であると考えます。

ふるさとっ子 P T A まつりで、音川・古里の子どもや保護者が交流できる機会を設けられるように継続協議していく。

その他

広報部：PTA 広報誌「千坊の里」を年3回発行（7月・12月・3月）

音川地区では約400部の配布をしている状況。

交流センターから地区ごとに何部か仕分けして、各地区総代に渡してもらって、総代から自治会に配ってもらう形式をとっている状況。

（音川・古里同じ配布方法の確認ができた）

統合以降もこの形式にて配布をしていくこととする。

地域活動・環境部：千坊山の草刈り・資源回収（年2回）（R7より）

千坊山の草刈りについて（5月、8月）

子どもたちが授業において、千坊山で身近な自然に親しむこと、生き物の観察をすることがあります。その際に、子どもたちが安全に活動できるように千坊山の草刈りを毎年 P T A にて実施しております。

5月の千坊山の草刈に関しては P T A 執行部と音川・古里合同でボランティアを募って継続して行っていく事を確認。

ただし、8月の親子清掃に関しては、
古里小学校では全体で行なう日（今年であれば8/17）を設けて、千坊山草刈・通学
路ゴミ拾い・グラウンドの草むしりや清掃を行っている現状。
音川小学校では、夏休み期間中に地区ごとに、いつでもいいからゴミ拾いをしてく
ださいとしている状況。（地区ごとにバラバラの日程）

8月の親子清掃のやり方に関しては継続協議とする。
（実施方法や日程について）
（千坊山草刈とグラウンドの草むしりや清掃の日を決めて合同で実施し、ゴミ拾
いは両地区ごとに実施するなど継続協議していく）

役員全体の活動

夏季休業中のプール当番（PTA 役員より2名＋先生方）

救急救命 AED 講習会

など

（5）慶弔見舞金について

古里小学校PTA会則では、以下のようになっている。

（慶弔）

第11条 児童又は会員本人が死亡したときは、弔電、香典10,000円、生花を贈り、代表者が会葬
する。その他、PTA活動に多大な貢献をされた方については、その都度協議する。

古里小学校にこの慶弔見舞金の仕組みがあるのであれば継続していきましょうとの
ことでしたので、変更しないものといたします。

（6）古里小学校同窓会会則について

古里小学校では、同窓会があり、同窓会会則がある。

※資料7

各地区理事の人数を定めている状況。

音川小学校と統合後すぐの段階では人数も少ないのですが、音川地区から理事を選
出いただきたい。（若干名）

同窓会音川地区の理事を誰にお願いするべきか、第2回協議会において音川地区か
ら推薦いただき、古里小学校同窓会会長へ引継ぎする。

（7）古里小学校PTA会則（変更案）

協議で決まった内容をもとに、古里小学校PTA会則変更案を作成した。

※資料8